

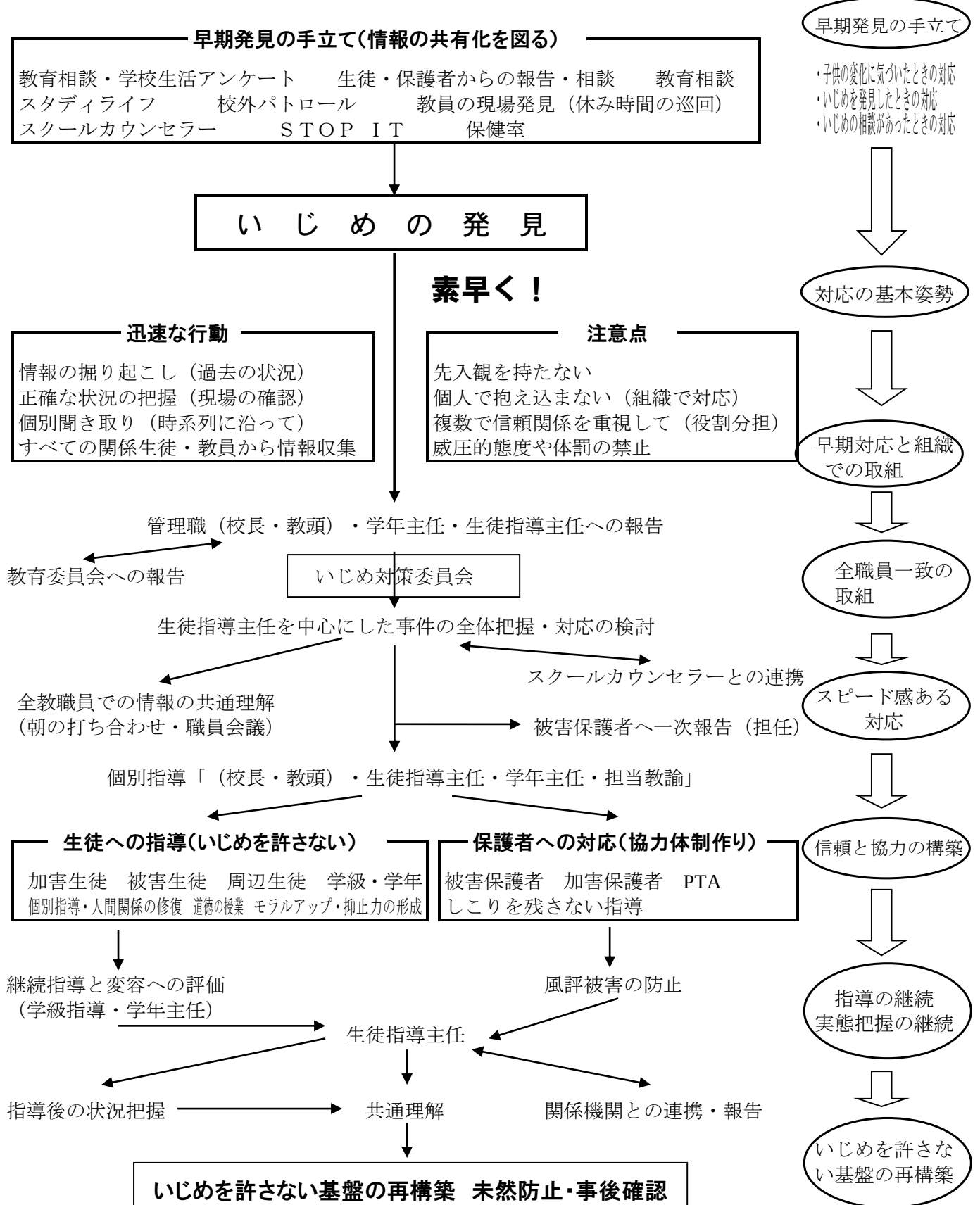
令和2年3月25日改訂

学校いじめ防止基本方針

流山市立西初石中学校

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

流山市立西初石中学校



1 いじめの予防のための取組の推進

(1) いじめについての共通理解と研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

生徒指導の機能を活かした授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指す。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

千葉県教育委員会が推奨する「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピア・サポート）」を各学年で活用するとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むことに努める。平成31年度（令和元年度）より道徳が教科化となった。道徳の授業においても、いじめについて考える機会を作るとともに、防止するための教育に努める。

(3) 情報端末によるいじめの防止

携帯電話等による、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用したいじめについては、学校における情報モラル教育を進め、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていく。

また、他人を傷つけるような書き込みや、個人を特定し得るもの（LINEのステータスメッセージ等）への書き込み、写真の投稿をしないことを常日頃から集会等を開いて指導していく。

2 いじめの早期発見のための取組と手立て

(1) 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実

①年2～3回のアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。

②リーフレットやポスター、夏（冬）休みのしおり及び保護者会資料を通して、いじめの相談・通報のための窓口（流山子ども専用いじめホットライン等）の電話番号等を児童等及び保護者に伝える。

③STOP IT（いじめ防止授業プログラム）の活用により、いじめの抑止や早期発見に役立てる。
また教育委員会と連携して取り組んでいく。また道徳や人権教育を通して、いじめの未然防止に努める。

④相談窓口を設け、「いじめ対策委員会」により、学校全体で対応する。

＜いじめ対策委員＞

校長、教頭、教務主任、該当学年主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

(2) 早期発見の手立て

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる。早期発見・早期対応が鍵となる。

①子供の変化にできるだけ早く気づく

子供の心身の成長は著しい。そのため担任教師は一人一人の生徒の性格や行動家庭環境などを十分理解した上で見守り、生徒の非日常的な行為を見逃さないことが大事である。そのための手段として「休み時間や昼休みの観察」「スタディライフの点検」等が大切である。また、生徒の発するシグナルを見逃さない、教師の感覚の鋭さも日々とぎすまさなければならない。細かな情報を共有するために教員同士連携を図り、職員室等で常に生徒の話題で会話するようにしていく。

②いじめを発見したときの対応

いじめは学校内だけでなく、校外でも起こりうる。下校時等、石をぶつけられたり、カバンを持たされたりと冷やかしかからかいだけでなく、具体的な行動に及び、エスカレートするケースが多い。定期的に、校外のパトロールや下校指導を行うことは重要である。学校内外でいじめを発見した場合は、その場ですぐ介入し、解決を図る。その場での指導の善し悪しによってはいじめが長期化、複雑化するおそれがある。状況把握を的確に行い、適切な処置が必要である。すぐに関係した生徒を集め事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。

③いじめの相談があったときの対応

いじめの発覚で一番多いケースは「生徒や保護者からの相談」や「周辺生徒からの報告」と考えられる。対応する教師は相談者の立場に立って、不安を受け止め安心を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応することが大切である。

相談者の不安

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・相談することでもっといじめられないか・相談すると告げ口したと言われる・親に心配をかけたくない・相談しても解決しない（教師や親を信用していない） | <ul style="list-style-type: none">・弱虫と思われたくない・自分の方が悪いと言われる（それぐらい我慢できないと言われる） |
|---|---|

- ・相談室等、静かに話せる場所で、時間をかけてじっくり話を聞く。
- ・相談に来るまでの苦悩を十分に理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉をかける。
- ・子供の辛さや苦しみに共感するようにする。
- ・教師が生徒を守るという強い意志を示すようにする。
- ・いじめを解決する方法を一緒に考え、学校としての対応方針と今後の取り組みについて説明する。

3 いじめの対応の基本姿勢

いじめはいじめ側が悪い。学校はいじめを受けている生徒を守る姿勢を見せる。

(1) 迅速な対応

時間がたてば立つほど、加害者・被害者の記憶が曖昧になり、正確な事実が見えてこなくなる。迅速な対応が必要なのはこういったことからとも言える。まずは現場の状況を細かく確認（いつ・どこで・誰が・何を）し、必要があれば生徒とともに現地に赴く。加害生徒・被害生徒が複数の場合や、聞き出した事実にくい違いが出てくることが予想されるときは各生徒を別室に分け、個別に聞き取りをすることが必要である。「Aの部屋ではA君は～」「Bの部屋ではB君は～」という情報を担当教師は突き合わせて正確な情報を引き出していく。それでもなかなか1本の事実に紡ぎあていかないときは、関係者を1室に集め、事実確認をする方法も時には有効である。また、いじめは複雑な過去の人間関係を背景にして発生することが実に多い。聞き取りではこの点においてもポイントを置いて、「なぜ？」という観点においても事実関係を明らかにすることが大切である。

(2) 指導の注意点

いじめは1対1で行われていることは少なく、1対複数で行われていることがほとんどである。そのため事実関係も複雑になりがちである。事実関係の洗い出しだけでもかなりのエネルギーが必要である。生徒から事情を聞くときの注意点であるが「誰が、誰の事情を聞くか」という役割分担は非常に大事である。なぜなら、生徒はA先生には素直に心を開くが、B先生のことは信頼せず、心を開かない、ということが残念ながら存在しているからである。その点の見極めの善し悪しによっては事件が長期化したり、真相が見えなくなってしまうこともある。またいじめの痛ましい現場を目撃したときや、事情を聞いていく中で生徒が嘘をついたりごまかしたことがわかったときに、ついカッとして指導が行き過ぎてしまうこともある。生徒と教師の信頼関係が深ければ深いほど、教師にとってみれば「裏切られた」という気持ちが強く働くからである。この点にはベテランも若手も関係なく注意したい事柄である。そのためにはもし人数にゆとりがあるのならば、事情は複数の教員で聞くことがお互いのブレーキにもなり、「突っ込み」と「フォロー」、「聞き役」と「記録」などの、役割分担をすることも可能になる。こうした組織での対応が重要であり、当事者、関係者からの聞き取り、保護者への説明も適切に行う必要がある。

4 早期対応と組織での取組

(1) 生徒指導主任を中心とした対応の検討

現場での一次状況の把握ができれば、校長・教頭・該当学年主任・生徒指導主任に報告し、対応の仕方について複数の人間で検討し、役割分担や指導の方針を確認する（解決チーム作り）その後にマニュアルに沿って解決をしていく。いじめの内容によっては（命に関わるような場合）、緊急度を判断した対処にも心がけなければならない。

(2) スクールカウンセラー等との連携

前述のようにいじめは複雑な人間関係が背後に存在していることが多く、事件の真相を正確に把握するためにはより多くの情報をつかまなければならない。その点でスクールカウンセラーや養護教諭、時には部活動顧問など多くの人間から、関係生徒の情報を集めたい。その中でもスクールカウンセラーは担任教師の知らない生徒の一面を知っていたり、対応の仕方についての現場での多くの経験を持っていたりする。情報交換と共に、対応の仕方についても有意義なアドバイスを期待できると考える。日頃から、スクールカウンセラーとの連携を蜜に行い、情報収集を怠らない姿勢が大事である。

5 解決に向けての具体的な指導

いじめた生徒、いじめられた生徒への事実確認と個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせない。ある程度事実関係が判明したならば、校長・教頭の指示・判断の下、つかんでいる情報について、いじめられている生徒・いじめた生徒双方の家庭に電話などで担任又は学年主任（できるだけ担任が好ましい）が連絡する。家庭訪問、または来校してもらい、直接会っていじめの実態や経緯、その後の対応の方法について説明し、双方の家庭との協力体制を作ることが大切である。詳細な説明や謝罪については正確な事実確認・指導の後に、後日改めて行うことにも理解を得る。

(1) 被害生徒・保護者への対応

①生徒への対応

信頼関係を築き、不安を取り除くように努める。いじめられている生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず、全力を尽くす。そしてその生徒の持っている良さや持ち味に気づかせ、伸ばし、自信を持たせるように指導・援助していくことが大切である。また、いじめを受けた生徒にもその原因となる行動様式や言動があるケースが多いのが現実であるが、そのことに関する指導には細心の注意を要する（あくまでも被害者であることを忘れてはならない）しかしそれが解決されなければ、再発のおそれが十分考えられることも多い。本人が変わらなくてはならない部分の指導については時間をかけてじっくり、丁寧に、保護者の協力も得て行う必要がある。

◇共感的な理解と信頼関係の樹立

- ・生徒の立場に立って理解し、信頼関係を作る。（今まで気づかなくてごめんね）
- ・いじめを受けた生徒の精神的苦痛を共感的に理解する。（苦しかったね・よく頑張ったね）
- ・決して一人で悩まず、相談することが大切であることを理解させる。（助けてくれる人がいるよ）
- ・命の大切さについて理解させる。（この問題を早く解決して、またみんなと楽しく頑張ろう）

◇不安感を取り除き、支援の体制を見せる。

- ・「最後まで守ってくれる」という安心感を与えるような指導。
- ・教師に話したことにより、「仕返し」を受けるという不安を残さない指導。
- ・いじめる側の「ふざけの延長」という言い訳に対して徹底的に調査しようという姿を見せる。
- ・時には緊急避難として本人及び保護者の同意を得て、別室での登校、正規時間外の登校を認める。

◇活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます

- ・生徒の長所を積極的に見つけ、認めると共に、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を回復させる。

◇継続的な見守りと温かい人間関係を作る

- ・仲直りをして問題が解決したと考えず、毎日の生活をそれまで以上にしっかりと見守り、教師や友人の支えを感じさせる。
- ・「教師と生徒」「生徒と生徒」の縦糸と横糸の張り巡らされた、温かい人間関係を作ることによっていじめを受けた生徒の心は落ち着いてくる。必要があればいつでも援助できる準備と雰囲気を整えておく。

②保護者への対応

◇保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・電話や家庭訪問で素早く第一報を入れて事実関係を知らせ、保護者の考えを聞く。

◇学校の方針について理解を求める

- ・必要に応じて、家庭訪問又は来校してもらい、把握した事実の確認、いじめへの謝罪（学校・加害者）とこれからの方向性について誠意を持って説明する。
- ・学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなど具体的に説明する。
- ・家庭での対応について理解と協力を求める。

会の内容

- | | | | |
|------------------------|----------------|--------|---------------|
| 1 自己紹介 | 2 事実確認（生徒指導主任） | 3 質疑応答 | 4 加害保護者から（謝罪） |
| 5 学校から今後の方向性と謝罪（教頭・校長） | | | |

（２）加害生徒・保護者への対応

①生徒への対応

表面的には問題が解決したように見えても、本当の解決になっていない場合がある。いじめは人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという毅然とした態度と共に、内面を理解し、自己変革を促すような指導・援助が大切である。

◇事実の確認（スピーディーな対応）

- ・先入観を持たずに、冷静な口調でいじめ行為の事実を正確に聞き出すようにする。
- ・周辺にいた生徒からも客観的な立場からの事情を聞く。（傍観者も加害者の一員であることを理解させる）

◇責任の重大さに気づかせる

- ・いじめた相手の苦悩を理解させ、心に響かせる。（自分だったらどうなるのか）
- ・自分の行為を正当化して、理由付けしてはいけないこと。
- ・相手の受けた精神的なダメージについて気づかせる。（身体の傷は治っても心の傷は治らない）
- ・取り返しのつかない重大な事件であることを認識させる。
- ・自ら反省し、謝罪したいという気持ちになるまで繰り返し粘り強く指導する。

◇いじめの背景や要因の理解に努める

- ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を探る（他の生徒に命令されてやらされていることもあることに注意する。→黒幕の存在）
- ・集団でのいじめの場合、中心者が表面に出ていないことがある。いじめグループの力関係や一人一人の言動を正しく分析する。
- ・事件の背後に潜む、学級集団のあり方や、日常の雰囲気等についても考えさせる。

◇仲直り（謝罪）をさせる

- ・形式的な謝罪ではなく、心からの仲直り（謝罪）ができるように指導を深化させる。
- ・これからの生活が本当に反省しているのかどうかを表すということを理解させる。

◇継続的な観察と指導

- ・いじめが解決したと見られる場合でも教師の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくない。解決したと判断せず、継続して十分な注意を払い折に触れ必要な指導を行う。

②保護者への対応

◇事実を正確に伝え、子どもとの話し合いを持ってもらおう。

- ・保護者はともすると事実の確認も十分にせず、必要以上に我が子を責めたり、逆に責任を相手や学校に押しつけたりすることがある。そのような様子が感じられたら、家庭訪問や学校で説明をして十分な理解を得る。
- ・いじめの事実について家庭でじっくり話し合う機会を作ってもらい「いじめをした」という自覚があるか確認してもらう。
- ・いじめ解消に家庭でできることを話し、学校と家庭とが協力していじめの解消に努めることを確認する。

◇風評被害を生じさせない指導

- ・PTAと連携し、情報を開示できる部分は開示し、地域でできる部分の協力をお願いする。
- ・加害保護者の中には「学校が悪い（もちろんうちの子も悪いが）」と開き直ってくる保護者もいる。また、直接に言わないまでも、「実はこんなことがあって～」と、自分に都合に良いように他の保護者等に話を広げることがある。そうさせないための十分な話し合いが必要である。
- ・生徒は子供であるから仲直りもスムーズに運ぶが、大人はそうもいかないことが往々にしてある。以後の学校生活にしこりを残さないようにお互いの信頼関係を築くことが大切である。

（３）周辺生徒・学級、学年への指導

◇傍観者も加害者の一部であることを理解させる。

- ・個別指導や学級指導で、傍観者がいかに卑怯な立場にある人間かを強調する。
- ・被害者の立場に立って「見ている人がいるのに」という場面でいじめが行われていることの悲しさについて理解させる。
- ・学級の日常の雰囲気や一部のわがままな言動が、いじめを生み出す原因になり、自分もその一人ではなかったのかを確認させる。

◇傍観者の中から「仲裁者」が現れることを呼びかける。

- ・勇気を持って一步踏み出すことの大切さを説く。
- ・いじめを許すことが結局は自分に不利益をもたらすことを理解させる。
- ・事件の中からその後の学級・学年作りに生かせることはないか考えさせる。

6 事後指導

（１）継続指導と変容への評価

表面上は解決したように見えても、引き続き裏でいじめが継続されていたというケースも残念ながら存在する。教師はそれまで以上に被害生徒周辺の友人関係に気を配り、気になる様な言動がないかを絶えずチェックする。また、いじめを生み出した学級・学年についても「温かな雰囲気が作れているか」「集団として個を支える機能は充実しているか」を常に気に留める必要がある。学級・学年がこの事件をきっかけに良い方向に進んでいるのであれば、大いにその事実をほめ、更に集団としての高まりを築いていけるように話をする。

（２）いじめを許さない基盤の再構築

残念ながら起きてしまったいじめの原因を分析し、個人・学級・学年・学校に何が足りなかったのかを生徒指導主任は的確に把握しなければならない。そして再びこの悲劇が起らないように積極的生徒指導を推進すると共に、他の全職員といじめの起らない土壌作りに日々心を砕いていくことが我々教職員の使命である。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。また、生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う生徒の行為を止め、関係機関と連携して指導する。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したときには直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、直ちに市長に報告する。

(4) 調査を行うための組織について

校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて教育委員会並びに関係機関の代表者等と連携して調査に当たる。